

大規模行為届出

以下に該当する行為を行う場合は、市長への届出を必要とします。

対象物	行為の種別	対象規模	添付図面											
			位置図	配置図	緑化計画図 ※3	平面図	立面図等 ※4	現況図	計画図	縦横断面図	構造物詳細図	現況写真 ※5		
建築物	新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更 (修繕若しくは模様替え又は色彩の変更)	・高さ※1 12m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの ・既存建築物の屋上や屋根への太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光発電施設の設置面積が 1,000 m ² を超えるもの ・既存建築物の高さ※2 が 12m以下で、太陽光発電施設を設置した場合に建築物の高さが 12mを超えるもの	○	○	○	○	○						○	
工作物 (さく及び堀を除く)		・高さ 12m又はその敷地の用に供する土地の面積 1,000 m ² を超えるもの	○	○	○	○	○							○
さく及び堀		・高さ 2mかつ長さ 30mを超えるもの	○	○	○		○							○
土地	開発行為	・行為に係る土地の面積が 1,000 m ² (宅地分譲の用に供するものにあつては 3,000 m ²) を超えるもの又は高さ 5mかつ長さ 10mを超えるのり面若しくは擁壁を生ずるもの												
土石及び 鉱物	採取及び掘採 (地形の外観の変更を伴うもの)		○					○	○	○	○			○
太陽光発電施設	土地に自立して、新設、増設する場合	・高さ※2 12mを超えるもの又は新設する場合はその敷地の用に供する土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの、あるいは増設する場合は増設後の土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの	○	○	○	○	○							○

※1 建築基準法施行令第2条第1項第6号口による建築物の高さとする。

※2 斜面に設置する場合の高さは、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さとする。増設する場合、高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となる。

※3 樹木の位置、種類、面積を記入すること

※4 壁面、屋根の材料及び色彩（マンセル値）を記入すること。屋外設備の位置・形状を記入すること。

※5 届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。